

令和6年度

被災建築物の応急危険度判定講習のご案内

富山県土木部建築住宅課長 大西 哲憲

被災建築物応急危険度判定とは、地震により多くの建築物が被災した場合に、住民の安全の確保を図るため、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止する観点から、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う活動のことです。阪神・淡路大震災において我が国で初めて本格的に実施され、今年1月の令和6年能登半島地震においても県内で多くの判定士の方にご協力いただきました。

富山県においては、呉羽山断層帯や砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯などが震源となった場合に甚大な被害が発生すると予想されており、今後もその対策が重要となっています。

この対策の一つとして、本県では平成7年度より応急危険度判定士の認定制度を創設し、講習会などによる技術者の育成等に努めており、これまで、新潟県中越地震、中越沖地震、熊本地震などの際には、本県の判定士を判定活動に派遣し、復興支援の一助としてきました。

大規模な地震が発生した場合には多くの判定士の方のご協力が必要となりますので、建築士の皆様にはこの趣旨をご理解いただき、本講習会に積極的にご参加いただきますよう心からお願い申し上げます。

また、応急危険度判定士の認定証の有効期間は5年間となっておりますので、令和元年度に認定を受けられた方は、本年度は更新の年にあたります。更新手続きを忘れずにしていただきますとともに、この機会に講習を受けていただきますよう併せてお願いいたします。

なお、この講習会は公益社団法人富山県建築士会に委託して毎年実施しています。

富山県被災建築物応急危険度判定士資格要件

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士であること。
- 2 富山県内に在住又は勤務している者であること。
- 3 富山県知事が実施する応急危険度判定講習を修了した者、又は他の都道府県等から判定士の認定を受けている者であること。

（更新の場合の注意）

- 1 認定の更新を受ける場合も、富山県内に在住又は勤務している必要があります。
- 2 認定を受けられた後、県外へ転出された場合は、転出先の都道府県で認定を受けてください。
- 3 更新は、富山県電子申請サービスにより電子申請も可能です。
- 4 応急危険度判定講習を改めて受講しなくても更新できますが、できるだけ受講していただきますようお願いいたします。
- 5 テキスト（以前の講習会で使用したもの）をお持ちの方は持参願います。

「応急危険度判定講習」について

公益社団法人富山県建築士会長 西野 晴仁

この応急危険度判定講習は、富山県から委託を受け富山県建築士会が実施するものです。

大規模地震が発生した直後に地震により被害を受けた建築物の危険性を判定し、二次災害を予防するためのものです。この機会に応急危険度判定技術を修得して下さい。

この講習の修了者には、「受講修了証」が交付され、また、別途申請すれば「富山県被災建築物応急危険度判定士認定証」が知事から交付されます。また、建築士会CPD制度の参加者がこの講習に参加された場合は、CPD3単位が付与される予定です。

まだ、受講されていない方や有効期間の切れた方は是非受講されますようお願いいたします。

※受講申込書は裏面にあります。